

## 第2回検討会での指摘事項と対応方針(案)

番号	指摘事項	指摘内容	対応方針(案)
1	解体用車両系建設機械関係		
(1)	長尺作業装置付き解体用機械の定義	「機械の安定度の確保のため作業半径が規制された長尺の作業装置を装備した履帯式の解体用機械」という定義で良いのか。もっと明確にならないのか。	「概ね高さ12メートル以上の建築物の解体が可能な長尺又は複数段のブーム又はアームを備えた履帯式の解体用機械で、機械の安定度の確保のため製造者が一定の最大作業半径を指定しているもの」を、計画課法規係と調整の上、法令上又は解釈例規等で定義したい。なお、報告書(案)にはこの定義を記載した。
(2)	ミニショベルの定義	「運転室のない機械」のことをミニというのではないのではないのか。メーカーでは6トン未満の機械をミニと言っている。	ミニという名称は法令上使用しないこととし、運転室の有無で区別することとし、報告書(案)に整理して記載した。
(3)	運転室のない機械の飛来防護設備	運転室のない解体用機械の飛来防護設備についてメーカーが対応できるか、検討が必要ではないか。	何らかの飛来物防護設備は必要であり、その旨を整理して報告書(案)に記載した。
(4)	ガード等の損傷への対応	製品出荷時はガードが付いていても、使用中で壊れてしまうこともあり、きちんと修理して使用することが大事ではないか。	事業者(ユーザー)は、構造規格を具備した機械でなければ使用してはならないことと規定されている。また、定期自主検査においても、ガードについて検査することとする。報告書(案)に指摘があった旨記載した。
(5)	転倒防止警報装置	欧州(EN)規格の過負荷警報装置は、バケットにフックを装備してつり荷を行う機械のみに装備するものだが、日本の本体メーカーは、輸出仕様機械はそれに対応している。ただし、日本で、転倒防止警報装置を義務付けるとなると、EN対応型よりも精度を上げるための研究が2～3年は必要とのことだが、次期モデルチェンジの時期となる5、6年後よりどれくらい短くできるか。	各メーカーには、転倒災害を防止するため、本体角度計及び転倒防止警報装置の開発研究を鋭意進め、数年後には実現されるよう努力することを期待する旨を報告書(案)の中に記載した。
(6)	本体角度計	技術的には可能だが、現時点では未研究であるため、新規に開発するには研究が2～3年は必要とのことだが、装備は次期モデルチェンジの時期となる5、6年後よりどれくらい短くできるか。	同上

番号	指摘事項	指摘内容	対応方針(案)
(7)	地盤耐力の調査	安衛則第154条に「地盤耐力」の調査を規定すると全ての場合に調査が必要となり、実態にそぐわない場合が出てくるのではないかと。作業箇所の状態をきちんと調査すること、それに応じて不同沈下の防止対策等適切な措置を講ずることが必要なことを示すことが必要ではないか。	解体工事現場での作業箇所の調査及び調査結果に基づく適切な措置について解釈例規等で示すこととした。また、その旨を報告書(案)に記載した。
(8)	表示	運転者の見やすい位置への表示について、運転室のない機械では表示するための貼付けスペースがない。必要書類の配備も含めて検討いただきたい。必ず表示すべき事項とそうではないのに分けて整理すべきではないか。	運転者が常時見ることができる位置だけではなく、あらかじめ運転者が見ることができる位置、たとえば運転席の後ろの面や本体側面に貼ることで差し支えがないと考えられる旨報告書(案)に記載した。
(9)	操作レバーの統一	標準機の操作装置の標準化は取り組まれてきたと認識しているが、解体用機械も操作装置の標準化に取り組むべきではないか。どういった操作が安全か分かれば厚生労働省、国土交通省から方針を示してもらえれば、またその方法を示してもらえればそれを尊重したい。	報告書には委員からこの旨指摘があったことを記載した。また、厚生労働省と国土交通省が操作装置の標準化について情報交換を行うとともに、製造者関係団体等で引き続き検討することが必要な旨報告書(案)に記載した。

2 定期自主検査関係			
(1)	構造規格改正への対応	水準器や運転室のない機械の飛来防護設備が盛り込まれていない。	報告書(案)に記載した。
(2)	安全装置等	角度計や作業範囲制限装置はブームの項から分離すべきではないか。また、油圧装置、車体関係等と同じ場所に記載されている安全装置との整理も必要ではないか。	7. 3. 9に移し、整理したものを報告書(案)に記載した。